滝川市人事行政の運営等の状況

令和7年9月

滝川市総務部総務課

滝川市人事行政の運営等の状況

地方公共団体の人事行政運営の公正性及び透明性の確保を図るため、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、任命権者及び公平委員会からの報告を公表するものです。

- I 任命権者からの報告の概要
- 1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用状況(令和6年度)

(人)

試験区分	職種	採用者数
	一般行政職	24
競争試験	医療技術職	4
别 尹 武	看 護 職	29
	小 計	57
	教育公務員	5
選考	医 師	13
	小 計	18
合	計	75

- 2 職員の任免及び職員数に関する状況
 - (1) 職員の退職の状況(令和6年度)

(人)

区 分	職種	退職者数
	一般行政職	13
普通	教育公務員	6
	医療職等	28
	小 計	47
	一般行政職	11
勧奨・定年	医療職等	3
	小 計	14
合	計	61

(2) 職員定数管理の状況

○部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区		別		職員数			増減数
部門			令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年
	議	会	5	5	5	0	0
	総	務	79	80	85	1	5
	税	務	18	17	17	\triangle 1	0
— 段	民	生	56	56	60	0	4
般 行	衛	生	32	29	31	\triangle 3	2
政	労	働	1	1	1	0	0
部門	農林	水産	13	13	13	0	0
	商	工	19	18	17	\triangle 1	\triangle 1
	土	木	28	29	27	1	\triangle 2
	小	計	251	248	256	\triangle 3	8
政 特部 別	教	育	87	88	93	1	5
門行	小	計	87	88	93	1	5
普通	会計計	ŀ	338	336	349	\triangle 2	13
	病	院	351	349	347	\triangle 2	\triangle 2
会党	水	道	0	0	0	0	0
会計部門公営企業符	下 2	水 道	3	3	3	0	0
会計部門公営企業等	その	の他	27	28	27	1	△ 1
	小	計	381	380	377	△ 1	△ 3
合		計	719	716	726	△ 3	10

※職員数は一般職に属する常勤職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員 などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(人)

(3) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務	主事	主任級主事	主任主事	係長	課長 補佐	課長	部長	
職員数(人)	53	35	51	61	30	32	14	276
構成比(%)	19. 2	12. 7	18. 5	22. 0	10. 9	11.6	5. 1	100
6.4.1 構成比	20. 2	9. 9	18. 4	24. 6	12. 5	9. 2	5. 2	100
31. 4. 1 構成比	15.8	10. 7	15.8	30. 4	11. 9	11.9	3. 5	100
国家公務員の 標準的な職務	係員	主任係員	係長・ 主任	係長	課長	補佐	室長	

[※]再任用職員を除く。

3 職員の人事評価の状況

人事評価の実施状況(令和6年度)

地方公務員法第23条及び第23条の2では、職員の執務について定期的に人事評価を行い、 人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとすると規定してい ます。

この法律に基づく滝川市職員の人事評価及び自己申告に関する規程により、令和6年度は上期259人、下期284人を対象に人事評価を実施しました。

4 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和7年度一般会計当初予算)

歳出総額	人件費 (特別職含む)	人件費率	(参考)
(A)	(B)	(B/A)	前年度の人件費率
千円	千円	%	%
24, 543, 000	3, 732, 397	15. 2	16. 4

(2) 職員の給与費の状況(令和7年度一般会計当初予算)

職員数	給 与 費				一人当たり給与費
(A)	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
347	1, 333, 663	277, 229	556, 466	2, 167, 358	6, 246

[※] 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 一般行政職の平均年齢と平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額
滝川市	40.3歳	300, 055 円
国	42.1歳	323, 823 円

(4) 一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
大 学 卒	275, 325 円	361, 914 円	388, 861 円
高校卒	237, 615 円	272, 733 円	366, 500 円

(5) 一般行政職の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	滝川市	囲
大 学 卒	220,000円	220, 000 円
短大卒	204, 400 円	_
高校卒	188,000円	188,000円

(6) 主な職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

区分	内容	
扶養手当	L 子 月額 11,500 円	
	※15 歳から 22 歳の子(特定扶養親族)の場合には、1人につき 5,000) 円
	が加算される。	
	2 その他の扶養親族 月額 6,500円	
住居手当	1 借家・借間居住者	
	月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、	、月
	額 27,000 円まで	
	2 持家居住者	
	月額 8,000 円	
通勤手当	通勤距離が片道 2 k m以上の者	
	1 交通機関等利用者	
	運賃等に応じ月額 150,000 円まで	
	2 交通用具使用者	

		通勤距離に応じ月額 31,600 円まで				
特殊	動務	危険・不悦	や・不健康などの	特殊な勤務の場	合に支給。	
手	当	主なものに	工、防疫業務手当、	保健衛生業務	手当など15種類。	
期末・	勤勉		期末手当	勤勉手当	計	
手	当	6月	1.250月分	1.050 月分	2.300 月分	
		12月	1.275月分	1.075 月分	2.350 月分	
		計	2.525月分	2.125 月分	4.650 月分	
寒冷地	手当	11月カ	いら翌年3月まで	支給		
		1 扶養親	見族のある世帯主	月額 26,000 円	円	
		2 その他	也世帯主	月額 14,500 円	9	
		3 その他	<u>t</u> ,	月額 9,800 月	円	

[※]上記の他に宿日直、時間外勤務、管理職手当などがあります。

(7) 退職手当の状況 (令和7年4月1日現在)

退職手当の額は、退職したときの給料月額に、以下の表に示す支給率を乗じて得た額となります。

	区 分	自己都合	勧奨・定年
支	勤続20年	19.6695 月分	24. 586875 月分
	勤続25年	28. 0395 月分	33. 27075 月分
給	勤続35年	39.7575 月分	47.709月分
率	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措	置 (2%~45%加算)
1人当たりの平均支給額		3, 270, 656 円	19, 520, 261 円

(8) 特別職の給料等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	現在の給料等
市 長	910,000円
副市長	725,000 円
非常勤監査委員	235,000 円
教 育 長	635,000 円
議長	430,000 円
副議長	360,000 円
議員	330,000 円

※非常勤監査委員を除く特別職には、期末手当が年間で4.65月分支給されます。

- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (1) 勤務時間の状況(正規の勤務時間)
 - ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45 分と定められています。
 - イ 職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。なお、この勤務時間中に午後0時00分から1時間の休憩時間があります。

(2) 一般職の年次有給休暇の使用状況(令和6年度)

労働基準法第39条の諸規定に基づいて与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数(c)	平均使用日数	消化率 (b)/
			(b) / (c)	(a)
10,643 日	3,368 日	285 人	11.8 日	32.0 %

(3) 特別休暇の導入状況

特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

(主な特別休暇と付与日数)(令和6年度)

- ア 結婚休暇 連続する5日の範囲内の期間
- イ 配偶者出産休暇 職員の配偶者が出産する場合 3日の範囲内の期間
- ウ 産前休暇 7週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に、出産の日までの申 し出た期間
- エ 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- オ 生後満1年に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間 1日2回それぞれ30分 以内の期間
- カ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 5日の範囲内の期間
- キ 夏季休暇 6月から10月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
- ク 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間
- ケ ボランティア休暇 5日の範囲内の期間

(4) 病気休暇の概要

負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度 必要と認められる期間、その治療に専念させるために設けられた有給の休暇です。

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況(令和6年度)

育児休業は最大で3年間(子が3歳に達する日までの期間)取得可能であり、また、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で取得することが可能です。

なお、休業した期間の給与は減額されます。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区分	男性職員	女性職員	計
令和6年度中に新たに育児休業を取得した職員	4	6	10
令和5年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	3	3

[※]部分休業の取得者は2名です。

イ 育児休業の承認期間(令和6年度中に新たに取得した職員に限る。)

期	6月以下	6月超え	1年超え	1年6月超え	2年超え	2年6月超え	⇒l.
間		1年以下	1年6月以下	2年以下	2年6月以下	3年以下	計
取得職員数	4	4	2				10

(6) 介護休暇の取得状況(令和6年度)

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を するために、6月の期間内で取得することができる無給の休暇です。

令和6年度に取得した職員は1人であり、全日型中心となっています。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度)

(1) 分限処分の状況

令和6年度に休職した職員は2人であり、事由は病気休職となっています。

(注)令和5年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(2) 懲戒処分の状況

令和6年度に懲戒処分を受けた職員は3人で、事由は道路交通法違反、職務怠慢となっています。

7 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務の免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業

に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)に伴い、本市を退職し企業等に再就職した職員による現職職員への働きかけの禁止等が同法に規定されました。

本市では、「職員の退職管理に関する条例」を平成28年4月1日から施行し、退職管理の適正化に取り組んでいます。

9 職員の研修の状況

職員の研修の実施状況(令和6年度)

- ●自主研修支援制度の運用 滝川市職員自主研修助成金交付件数 2件
- ●職場内研修(OJT)の推進OJTへの支援と指導者の育成
- ●職場外研修の実施

ア 北海道市町村職員研修センター派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者(人)	延べ日数(日)
自治体新任管理者基礎研修	2	2	4
組織のタイムマネジメント	2	1	2
リスクマネジメント	2	1	2
管理能力研修	2	11	22
指導能力研修	2	10	20
地方公務員法研修	2	3	6
地方自治法研修	2	1	2
政策形成基礎講座研修	2	2	4
計 (8種)		31	62

イ 集合研修

期間	研 修 内 容	時間(時間)	受講者(人)	対象職員
令和6年4月2日 ~4日	新採用職員研修(前期)	14. 50	18	令和6年度 採用職員
4月18日	メンタルヘルス研修	1. 50	10	新任課長補 佐職
4月18日	メンタルヘルス研修	1. 50	18	令和6年度 採用職員
8月23日	新採用職員研修 (施設見学)	7. 25	24	令和6年度 採用職員
8月29日	メンタルヘルス研修	1. 50	41	管理職

8月29日	メンタルヘルス研修	1. 50	91	係長職以下
9月11日	新採用職員研修(議会傍聴)	2. 33	27	令和6年度 採用職員
10月24日 ~25日	新採用職員研修(後期)	12. 16	24	令和6年度 採用職員
2月4日	カスタマーハラスメント研修	2. 00	174	一般職 会計年度任 用職員
3月4日	新採用職員研修 (年度末)	3. 75	25	令和6年度 採用職員

ウ その他研修

期間	研 修 内 容	時間(時間)	受講者(人)	対象職員
令和6年4月17日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「初任者接遇研修」(新卒)	4. 00	12	令和6年度 採用職員
4月22日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「初任者接遇研修」(社会人経験者)	4.00	8	令和6年度 採用・5年 度中途採用 職員
5月29日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「若手職員仕事心得研修」	3. 33	15	令和4年度 採用職員
6月28日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「中堅職員研修」	3. 33	11	係長職以下
8月24日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「窓口対応研修」	3. 33	6	係長職以下
9月24日	空知総合振興局 メンタルヘルスマネジメント実践研修	2. 50	2	管理職

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法に よって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は北海道市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、職員のための任意の互助組織である「滝川市職員福利厚生会」や「滝川市立病院弘友会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付や生活物資の販売等の事業を実施しています。

また、共同互助会として「北海道市町村職員福祉協会」があり、「貸付事業」、「福利厚生事業」、「生命共済事業」、「医療給付事業」等の事業を行っています。令和6年度の公費補助等総額は846,517円、公費負担率は50.0%、会員数は310人で、1人当たりの公費負担額は2,731円となっています。

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容は、福祉協会のホームページ http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/に掲載されています。

(2) 職員健康管理の状況(令和6年度)

○職員の健康診断の状況

	種別	受診者数
	30 歳以上 40 歳未満の職員・	
	会計年度任用職員	
	30歳以上の会計年度任用職員	104
定期健診	(共 済 組 合 未 加 入 及	
	び雇用保険加入者)	
	30歳未満の職員・	89
	会計年度任用職員	69
	保 育 士	30
特別健診	給 食 調 理 手	2
	運 転 手	3
総合健診	30 歳以上 40 歳未満及び 40 歳以上	167
会計年度任用職員	の会計年度任用職員(共済加入者)	
総 合 健 診	30 歳以上 40 歳未満 (前年度総合検	187
職員	診未受診者)及び40歳以上の職員	
婦	人 検 診	85

※令和6年度受診率(一般会計) 98.8%

(3) 公務災害補償の状況(令和6年度)

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てん(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和6年度に、公務災害又は通勤災害と認定された件数は、7件(公務災害6件、通勤災害1件)です。

Ⅱ 公平委員会の業務の状況

令和6年度において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査処分及び苦情相談に関する処理はありませんでした。